

※本条項は、結婚式あんしんサポート付きのご契約をいただいた場合に適用されます。

ホテル椿山荘東京（以下「当ホテル」といいます）では、挙式・披露宴（以下「ご婚礼」といいます）のご契約及び当ホテルのご利用に関して次の通り定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 第1条 ご契約の成立

- ① ご婚礼のご契約に際して申込金（20万円）をお支払いいただきます。結婚式あんしんサポート費用（10万円）は、この申込金より充当されます。結婚式あんしんサポート費用を除く申込金はご婚礼当日以後に行われる精算及び解約料に充当され、余剰が生じた場合には返金いたします。但し、結婚式あんしんサポート費用については、いかなる理由でも返金いたしません。
- ② お客様双方による申込書へのご署名と申込金のお支払いをもちまして、ご契約は成立いたします。ご契約後の紹介・割引特典のお申し出や、各種ご紹介・割引特典等の重複、挙式のみのご利用はお受けできません。

#### 第2条 お支払い

- ① 当ホテルからご提示させていただきました最終見積金額を、ご婚礼当日の7日前までに現金又は銀行振込みにてお支払いいただきます。最終見積書発行後の変更差額分につきましては、ご婚礼当日から30日以内に精算させていただきます。
- ② 解約料・日程変更料は、解約日又は変更日より30日以内にお支払いください。
- ③ ご婚礼代金、解約料又は日程変更料のお支払いに問題が発生した場合、お客様双方にて連帯してお支払いください。なお、万が一お支払いをいただけない場合には、ご両家の皆様にご相談させていただくことがございます。

#### 第3条 ご婚礼時間の超過と追加料金

- 宴会場等の使用開始から終了までのご契約時間（以下「宴会時間」といいます）については所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合には追加室料をお支払いいただきます。また、手配スタッフ（当ホテル手配の司会者、音楽奏者及びカメラマン等）の時間の延長についても追加料金をお支払いいただきます。但し、次の宴会場使用開始時刻との関係で宴会時間の延長に応じかねる場合と、次のスケジュールとの関係で手配スタッフの拘束時間の延長に応じかねる場合がございますので予めご了承ください。

#### 第4条 人数の確定

- 最終打合せで確定いたしました料理等をご用意する人数（以下「確定人数」といいます）の変更については、ご婚礼当日の14日前の17時までにブライダルサロン担当者までご連絡ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、確定人数より減少した場合でも確定人数分の料金をお支払いいただきます。なお、確定人数から増員される場合には、同じ商品やサービスをご提供できない場合があること、及び追加料金が発生することを予めご了承ください。

#### 第5条 料理の持ち帰り

- 当日提供いたします料理は、宴会場においてお召し上がりいただけるように用意しております。食品衛生上、お持ち帰り用として特別にご用意した料理（折詰、赤飯折入等）以外は卓上の料理のお持ち帰りはお断りさせていただきます。

#### 第6条 お客様による直接手配・お持込

- ① お客様による料飲サービススタッフ・美容スタッフの直接手配、料理・飲物・会場装花・卓上装飾・生ケーキ等のお持込はお断りさせていただきます。
- ② 新郎新婦の衣裳・引出物・送賓ギフトのお持込及びカメラマン・司会者の直接手配に関しましては所定のお取扱料をお支払いいただきます。
- ③ 装飾品・配布物・各種機材・楽器等（特に搬入・搬出が必要となるもの）をお客様がご用意する場合は、直接手配をされる前に必ずお申し出ください。なお、了承いたしかねる場合がございます。
- ④ お客様が直接手配・お持込された商品または役務に関してトラブル等が発生した場合は、当ホテルの責による場合を除き、責任を負いかねますので予めご了承ください。なお、当ホテルの責による場合でも、賠償の上限額は対象商品または役務の代金といたします（但し、当ホテルに故意や重過失がある場合を除きます。）。

## 第7条 禁止事項

- ① 次に該当するもののお持込は禁止いたします。

・大音響を発するもの（例：エレキギター・太鼓・ドラム・吹奏楽器等） ・発火若しくは引火性のあるもの  
・犬・猫・その他の動物（但し、盲導犬・介助犬・聴導犬を除く） ・危険物または有毒物 ・悪臭を発するもの  
・その他不快感を与えるもの

- ② 次に該当する行為は禁止いたします。

・什器備品の移動又は持ち去り ・風紀を乱す行為 ・喧嘩行為など他のお客様の迷惑になるような行為  
・第三者の権利を侵害する映像や画像等のお持込や使用又は上映（市販楽曲を用いて映像等を自作される際には音楽著作権の許諾が必要となるため予め担当スタッフまでご相談ください。） ・使用目的以外でのご利用 ・法令で禁じられている行為  
・当ホテルとのご契約内容や見積額等について当ホテルの同意を得ないままでの対外的な開示（SNSへの投稿を含みます。）  
・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体その他反社会的勢力の関係者による利用

## 第8条 ご祝儀等の現金・貴重品の管理について

- ① ご婚礼におけるご祝儀等の現金・貴重品について、お客様及びご出席のお客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、当ホテルは責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ② セイフティボックスをご使用になる場合は「セイフティボックス使用規程」を別途ご確認いただきご同意のうえご利用ください。

## 第9条 ご婚礼中の事故・怪我など

- お客様及びご出席のお客様の不注意による事故・怪我、お客様同士のトラブルなどにつきましては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除いて、当ホテルは責任を負いかねますので予めご了承ください。

## 第10条 撮影記録

- ① 神殿・チャペル内でのお席以外での撮影・フラッシュ撮影及び写真スタジオ内での撮影はご遠慮ください。
- ② 庭園・セレニティガーデンでのご列席のお客様との撮影は当ホテルの挙式をご利用いただいた方に限らせていただきます。
- ③ 写真スタジオの撮影データは撮影後2年間、スナップ・ビデオ撮影のバックアップデータは撮影後6か月間に限り保存します。
- ④ 撮影には万全を尽くしておりますが、撮影データの全部又は一部を消失した場合には、販売価格の全額又はその一部の返金をもって補償とさせていただきます。

## 第11条 免責事項

次に定める事由に該当する場合には、当ホテルは賠償責任を負いません。

- ① 自然災害、火災、その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、施設の全部又は一部が滅失又は毀損するなどご婚礼の履行が不可能又は著しく困難になったとき。
- ② 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、又は緊急事態宣言など行政機関からの要請又は命令等により、施設の全部又は宴会場を使用できない場合など、当ホテルの責に帰することのできない事由により、ご婚礼の履行が不可能又は著しく困難になったとき。

上記の場合、別日程、別会場をご案内させていただく場合がございます。

## 第12条 ご婚礼の申込みのお断り及びご契約の解除

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます。）が次に掲げる事項に該当する場合には、ご婚礼の申込みをお断りするか、ご契約を解除させていただきます。なお、解除の場合には第14条に記載された解約料を違約金としてお支払いいただきます。

- ① 次の事項に該当する者がいる場合
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます）
  - ・暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
  - ・法人又は団体でその役員が暴力団等に該当するときの関係者
  - ・準暴力団及びその他の犯罪集団
- ② 法令若しくは公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、又は他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をすると当ホテルが判断したとき
- ③ 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、カスタマーハラスメントに該当する行為が行われたとホテルが判断したとき。詳細については規約末尾のカスタマーハラスメントに対する基本方針をご確認ください。
- ④ 他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められるとき

- ⑤ お客様の利用に関し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他の利用客や近隣住民に迷惑がかかると当ホテルが合理的に判断したとき
- ⑥ 感染症に罹患した、又はその恐れがあると診察されたとき
- ⑦ この挙式・披露宴規約に違反したとき

**第13条 ご了承いただく事項**

- 当ホテルにおきましては、会場内装・外観及びエントランスといった敷地内環境を修繕又は改装することがあります。当該修繕又は改装を実施するに際しましては、概要が決まり次第お客様に改装実施の時期及び改装後のイメージにつきご案内をさせていただきます。また、当ホテルの周辺環境や眺望が変わる場合がございますこともあわせてご了承ください。

**第14条 解約料**

- すでに締結済みの契約をお客様のご都合により解約される場合は、所定の解約料をお支払いいただきます。
- 解約料については、下記「ご婚礼解約料」及び「その他付帯する事項の解約料」の記載を基準に、お客様双方より直接当ホテルへご連絡された日を「解約日」として算定される金額の合計額となります。
- <ご婚礼解約料>

解約日	解約料
申込日⇒ご婚礼当日より 181 日以前	申込金 (10 万円)
ご婚礼当日の 180 日前より 150 日前まで	申込金 (10 万円) + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の 149 日前より 120 日前まで	申込金 (10 万円) + 「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 6% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の 119 日前より 90 日前まで	申込金 (10 万円) + 「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 20% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の 89 日前より 30 日前まで	申込金 (10 万円) + 「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 30% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の 29 日前より 10 日前まで	申込金 (10 万円) + 「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 50% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の 9 日前より前日まで	申込金 (10 万円) + 「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 80% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日	申込金 (10 万円) + 「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 100% + 印刷物等の実費

- ※申込金より充当される結婚式あんしんサポート費用 (10万円) は、申込日よりいかなる理由においても返金いたしません。
- ※「実費」とは印刷済みの招待状や筆耕代、その他販売した商品に消費税を加えた合計金額を指します。
- ※「見積金額」とは、最も新しく提出した見積金額内容に準拠するものとし、見積金額はサービス料及び税金を除いた金額が対象となります。なお、「中間打合せ」以前の場合にはご契約時の見積金額といたします。
- ※「その他付帯する事項」とは、下記に列挙された商品またはサービスのうち正式な発注後のものを指します。正式な発注前の商品またはサービスの見積額は、上記の「見積金額」に含まれます。
- ※「挙式」と「披露宴」双方のご契約をした後に「挙式」のみを中止する場合には、「挙式」の見積金額を基準として算定される解約料をお支払いいただくとともに、ご契約時の割引等は適用外となりすべて正規の金額でのご提供となります。なお、逆に「披露宴」を中止し「挙式」のみの開催とする旨の変更は承ることはできません。
- ※一旦日程変更された後にご婚礼を解約される場合には、「解約申出日と変更後日程」に基づき算出される解約料に加え、「日程変更申出日と変更前日程」に基づき算出される解約料もあわせてお支払いいただきます。なお、この場合に「申込金額」は算出上それ以上の金額であっても一律10万円として計算します。
- <その他付帯する事項の解約料>

項目	解約日	解約料
司会者	司会者決定日から 6 日目より司会者との打合せ前まで	定価の 20%
	司会者との打合せ後よりご婚礼前日まで	定価の 50%

	ご婚礼当日	定価の全額
生演奏	ご婚礼当日の14日前より8日前まで	定価の20%
	ご婚礼当日の7日前より前日まで	定価の50%
	ご婚礼当日	定価の全額
映像・演出	ご婚礼当日の31日前より	定価の50%
会場装花・ブーケ	ご婚礼当日の13日前より5日前まで	定価の80%
	ご婚礼当日の4日前より当日	定価の全額
衣裳（列席者も含む）	衣裳規約上の規定に基づき算定されます。	

□ ※上記項目以外にもお申込内容により解約料が発生する場合がございます。なお、正式な発注後である場合に限られます。

□ ※司会者決定日とは、司会者よりお客様へご決定のご連絡をした日を指します。

□ ※ご婚礼自体ではなく、注文済アイテムの個別解約の場合も上記解約料となります。

#### 第15条 日程変更料

□ すでにお申しいただいたご婚礼の開催予定日を延期される場合は、下記の日程変更料とそれまでに要した実費をお支払いいただきます。なお、お客様双方より直接当ホテルへご連絡をいただいた日をもって「変更日」とし、対応させていただきます。

□ ※変更先の日程に関しては「変更日」より1年以内とし、1回に限りお受けいたします。

□ ※変更先の日程により、ご契約時の割引等の条件は適用できない場合がございます。

変更日	変更料
ご婚礼当日より120日以前	印刷物等の実費
ご婚礼当日の119日前より90日前まで	見積金額の5%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の89日前より60日前まで	見積金額の10%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の59日前より30日前まで	見積金額の15%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の29日前より10日前まで	見積金額の25%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の9日前より前日まで	見積金額の60%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日	見積金額の100%及び印刷物等の実費

#### 第16条 結婚式あんしんサポート（損害賠償・解約・日程変更の特約）

□ 本サポート付きのご契約をいただいた場合、以下のいずれかの事由による限り、当ホテルに対する損害賠償責任は発生せず、また、ご婚礼自体が解約になった場合は、「第14条 解約料」は適用されません。また、ご婚礼自体が日程変更になった場合は、その初回の変更に関し、「第15条 日程変更料」に定める変更料は適用されません。

##### (1) ご婚礼当日の損害賠償責任に関する事由

会場の天井・壁・床・屏風・絨毯・照明設備・スクリーン・映像投影装置・音響設備・家具・調度品の破損・汚損  
但し、以下の場合は、本サポートの対象外とします。

- ① 故意または飲酒に起因する過失による破損・汚損
- ② 設備・備品を本来の用途以外で使用したことによる破損・汚損
- ③ 法令違反または公序良俗に反する行為による破損・汚損
- ④ 駐車場内の事故による破損・汚損
- ⑤ 屋外設備の破損・汚損
- ⑥ 上記に定めるもの以外の設備・什器備品の破損・汚損

##### (2) ご婚礼の解約または日程変更に関する事由

① 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が死亡した場合

② 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が傷害または疾病により入院した場合

但し、ご契約の成立時に入院している場合は、本サポートの対象外とします。

③ 新郎新婦がご婚礼当日に入院中、または医師の指示により自宅待機等となった場合

但し、美容を目的とする入院・処置、治療を伴わない健康診断または検査のみを目的とする入院は、本サポートの対象外とします。

- ④ 新郎新婦が平時居住する家屋について火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による半壊以上の被害が生じた場合
- ⑤ ご婚礼当日、前日または前々日において、結婚式会場の所在する地域、新郎新婦の実家が存する地域または新郎新婦が平時居住する地域について、気象庁から次のいずれかの特別警報もしくは大津波警報が発表された場合または内閣府により災害救助法が適用された場合
  - (ア)大雨特別警報      (イ)大雪特別警報      (ウ)暴風特別警報      (エ)暴風雪特別警報      (オ)波浪特別警報
  - (カ)高潮特別警報      (キ)大津波警報

**第17条 結婚式あんしんサポート書面提出義務**

□ 「第16条 結婚式あんしんサポート（損害賠償・解約・日程変更の特約）」に定めるご婚礼の解約または日程変更に関する「第14条 解約料」および「第15条 日程変更料」の不適用を申請する場合、新郎新婦は当ホテル所定の申請書および下記書面を事由発生の日から30日以内に提出しなければなりません。

申請に必要な書面は以下のとおりです。但し当ホテルが必要と認めた場合は追加で資料をいただくこともあります。

- ① 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が死亡した場合
  - ・対象者の死亡届または行政機関発行の証明書
- ② 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が傷害または疾病により入院した場合
  - ・対象者の医療機関の発行する入院証明書
- ③ 新郎新婦がご婚礼当日に入院中、または医師の指示により自宅待機等となった場合
  - ・対象者の医療機関の発行する入院証明書または診断書
- ④ 新郎新婦が平時居住する家屋について火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による半壊以上の被害が生じた場合
  - ・行政機関発行の証明書（罹災証明書・被害認定調査結果通知等）
- ⑤ ご婚礼当日、前日または前々日において、結婚式会場の所在する地域、新郎新婦の実家が存する地域または新郎新婦が平時居住する地域について、気象庁からの次のいずれかの特別警報もしくは大津波警報の発表された場合または内閣府により災害救助法が適用された場合
  - ・対象地域の気象庁または内閣府が発表した特別警報または大津波警報、災害救助法適用を証明する公的資料（公式サイト印刷、スクリーンショット、自治体発行の証明書等）

**第18条 個人情報の取り扱い**

□ お客様および、ご出席者等の個人情報は、披露宴等に関するご案内、確認等のご連絡に使用するほか美容、着付け、写真、案内状、引出物等のホテル指定会社でのサービス提供に使用することがあります。その他、個人情報の取扱いについては規約末尾の個人情報保護方針をご確認ください。

◆ 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」



◆ 「個人情報保護方針」



最後の画面に表示された英数字をご記入ください

上記「挙式・披露宴規約（結婚式あんしんサポート追加条項）」記載内容に同意いたします。

お申込日                      年                      月                      日

担当者確認

ご新郎芳名

ご新婦芳名

様

様